

秋田県高齢者生きがい活動支援団体表彰要領

この要領は、秋田県高齢者生きがい活動支援団体表彰要綱の実施に関し、必要な事項を定める。

1 選考委員会（要綱第4条第1項関係）

- (1) 審査は、高齢者生きがい活動支援団体表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。
- (2) 選考委員会は、知事に提出された推薦書について、2の審査基準により審査する。

2 審査基準（同条第2項関係）

- (1) 県内に事業所を有する企業、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体が、高齢者（原則65歳以上の者）が活躍する場の創出に尽力し、他の模範とするに足ると認められるもの。
- (2) 審査は、別に定める採択基準に基づき行う。

3 推薦の方法（同条同項関係）

- (1) 推薦者は、市町村長又は地域振興局長とする。
- (2) 県は表彰に当たり、高齢者生きがい活動に精通している関係機関の協力を得て、推薦候補の団体の情報を収集するものとする。
- (3) 推薦者は、推薦に当たり、次の書類を提出するものとする。
 - ① 秋田県高齢者生きがい活動支援団体表彰推薦書（別紙様式）
 - ② 参考書類（報道記事の写し、記録写真、活動実績等、その状況を具体的に示す資料がある場合、①に添付すること。）

4 表彰の時期（第7条関係）

表彰は年に1回、9月の老人月間の一環として行うものとする。

5 広報（第7条関係）

被表彰者名及び実績について、「美の国あきたネット」及び県広報等により、広く県民に周知する。

附 則

- (1) この要領は、平成31年1月11日から施行する。
- (2) この要領は、令和元年8月2日から施行する。
- (3) この要領は、令和3年10月25日から施行する。
ただし、4の規定は令和4年4月1日から施行する。
- (4) この要領は、令和6年4月1日から施行する。